

# 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令案の概要

令和7年7月  
農林水産省

## I 趣旨

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）の題名が改められるとともに、法の条項が移動することに伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号。以下「再編強化法施行規則」という。）について、所要の改正を行う。

## II 概要

再編強化法施行規則附則第30条第1項は、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条及び第11条に規定する業務を営む会社をいう。）が銀行その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介（同法第10条第2項第8号）を行う場合においては、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第13条の規定にかかわらず、金融業務に限り金融機関等の業務の代理又は媒介を行うことができる旨を定めている。

当該金融業務として、再編強化法施行規則附則第30条第3項第1号トにおいて改正法による改正前の法第7条第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付け業務を定めている。

改正法により、

- ① 法の題名が改められることから、再編強化法施行規則附則第30条第3項第1号トで引用している法の題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改めるほか、
- ② 法第7条が第15条に移動することから、法第7条を引用している再編強化法施行規則附則第30条第3項第1号トにおいても条ずれの手当てを行う。

## III 施行期日

改正法の施行の日（令和7年10月1日）